



令和8年 第1回定例会

## 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



令和8年2月18日（水）開会  
令和8年2月18日（水）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

## 令和8年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

## ◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

## 第1号（2月18日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
開会（午後16時30分）	3
野志広域連合長の招集挨拶	3
眞鍋幹雄議員の選出挨拶	4
開議	4
日程第1 議席の指定	4
日程第2 会議録署名議員の指名	4
日程第3 会期の決定	5
日程第4 諸般の報告	5
日程第5 議案第1号 令和7年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第2号）	5
大森事務局長の提案説明	5
表決	6
日程第6 議案第2号・3号（2件一括上程）	6
大森事務局長の提案説明	6
表決	7
日程第7 議案第4号・5号・6号（3件一括上程）	8
大森事務局長の提案説明	8
表決	9
閉議	9
野志広域連合長の閉会挨拶	9
閉会（午後16時57分）	10

令和8年

## 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

令和8年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

令和8年2月6日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 野 志 克 仁

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会の招集について

- 1 日 時 令和8年2月18日（水）午後16時30分
- 2 場 所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所 本館11階 大会議室

---

令和8年2月18日（水曜日）

### 議事日程 第1号

2月18日（水曜日）午後16時30分開議

#### 日程第1

議席の指定

#### 日程第2

会議録署名議員の指名

#### 日程第3

会期の決定

#### 日程第4

諸般の報告

#### 日程第5

議案第1号 令和7年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

#### 日程第6

議案第2号 令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

#### 日程第7

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 本日の会議に付した事件

## 日程第1

議席の指定

## 日程第2

会議録署名議員の指名

## 日程第3

会期の決定

## 日程第4

諸般の報告

## 日程第5

議案第1号

## 日程第6

議案第2号

議案第3号

## 日程第7

議案第4号

議案第5号

議案第6号

## 出席議員（21名）

1番	藤田仁	2番	田淵雄一郎
3番	原俊司	4番	長野昌子
5番	土居忠博	6番	藤原秀衡
8番	菊池司郎	10番	伊藤謙司
11番	明比卓志	12番	越智俊幸
13番	二宮隆久	14番	武智邦典
15番	眞鍋幹雄	16番	管家一夫
17番	加藤章	18番	上村俊之
20番	田中浩介	23番	福島大朝
24番	山田寛二	25番	兵頭誠亀
26番	中村維伯		

## 欠席議員（5名）

7番	岡原文彰	9番	藤原雅彦
19番	河野忠康	21番	古谷崇洋
22番	小野植正久		

説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	野志克仁	副広域連合長	古川拓哉
監査委員	森岡研二	会計管理者	黒田憲
事務局長	大森康司	事務局次長兼総務課長	荻山眞五
事業課長	渡部さおり		

職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	白田和子	資格管理係長	梶原優
医療給付係長	佐伯彰則	保健事業係長	潮田藤貞

◆◆◆ 午後16時30分開会 ◆◆◆

○原俊司議長 皆さん、こんにちは。只今から、令和8年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

◆◆◆ 広域連合長招集挨拶 ◆◆◆

○原俊司議長 広域連合長より、今議会招集の挨拶があります。野志広域連合長。

[ 野志広域連合長 登壇 ]

○野志克仁広域連合長 議員の皆様方には、日頃より、当広域連合の運営に対しまして、格別の御理解と御協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度に関しましては、令和8年度は2年に一度の、保険料の料率改定の年になります。

また、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出し、子育て施策の拡充に充てる、子ども・子育て支援納付金の徴収事業が始まるとともに、診療報酬の大幅なプラス改定の実施も予定されるなど、後期高齢者医療制度をめぐる環境は変化し続けております。

これらの動きは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものではありませんが、今後とも高齢者の皆様は、これまでどおり安心して必要な医療を受診できるよう、当広域連合におきましても、丁寧に周知し、支援してまいりたいと考えています。

今議会には、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算案、並びに、令和8年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計当初予算、保険料率の改定を含む条例の改正の議題を提出させていただいております。

よろしく御審議のうえ、御承認賜りますようお願いを申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。  
どうぞよろしくお願いいたします。

○原俊司議長 日程に入ります前に御報告申し上げます。まず、去る12月1日付で、四国中央市選出の山川和孝議員から、一身上の都合により、議員辞職願が提出され、これを許可いたしましたので、会議規則第81条第2項の規定により御報告いたします。

次に、去る12月25日に、四国中央市議会におきまして、眞鍋幹雄議員が、選出されておりますので、御紹介申し上げます。

恐れ入りますが、新たに選出された眞鍋議員は、御登壇いただきまして、一言御挨拶をお願いいたします。

[ 眞鍋議員 登壇 ]

○眞鍋幹雄議員 只今ご紹介をいただきました眞鍋幹雄でございます。皆様方の御指導を賜りながら職責を果たしていきたいと思っております。今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

( 拍手 )

○原俊司議長 以上で、紹介を終わります。

---

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○原俊司議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりであります。

---

◆◆◆ 議 席 の 指 定 ◆◆◆

○原俊司議長 まず、**日程第1、「議席の指定」**を行います。

今回選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま御着席の議席といたします。

また、他の議員においても、お手元配布の議席一覧表のとおりといたします。

---

◆◆◆ 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 ◆◆◆

○原俊司議長 次に、**日程第2、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において26番中村維伯議員、1番藤田仁議員を指名いたします。

---

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○原俊司議長 次に、**日程第3、「会期の決定」**を議題といたします。

お諮りいたします。今期、定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○原俊司議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○原俊司議長 次に、**日程第4、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員から、お手元配付の監査等結果報告一覧表のとおり、2件の報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○原俊司議長 次に、**日程第5、議案第1号「令和7年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」**を議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。大森事務局長。

○大森事務局長 議案第1号「令和7年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について 御説明します。

議案書の1ページをお開きください。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ27億282万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,444億6,791万1千円とするものです。

補正予算の詳細を御説明しますので、議案書の6ページをお開きください。

まず、歳入について、6款1項1目「繰越金」の補正額27億282万2千円は、今回の補正予算の財源として、前年度からの繰越金を計上するものです。

次に、7ページをお開きください。

歳出について、7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」4目「療養給付費国庫負担金等償還金」の補正額27億282万2千円は、令和6年度に国から交付された療養給付費国庫負担金等の精算に伴い、超過交付分を国へ返納するものです。

説明は以上です。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○原俊司議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんでしたので、ただちに採決を行います。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号、「令和7年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○原俊司議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は可決することに決定をいたしました。

---

◆◆◆ 議案第 2 ・ 3 号 ◆◆◆

○原俊司議長 次に、日程第6、議案第2号、「令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、議案第3号、「令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件を、一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

大森事務局長。

[ 大森事務局長 登壇 ]

○大森事務局長 議案第2号及び議案第3号は、別冊となりますので、「令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計予算書」にて一括して御説明します。

予算書の1ページをお開きください。

議案第2号「令和8年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明します。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 2億2,415万4千円と定め、その主な予算の内容については、事項別明細書に従って御説明しますので、5ページをお開きください。

ここでは、歳入の総括を、次ページには歳出の総括を記載しています。

合計額は、歳入歳出ともに2億2,415万4千円で、前年度予算と比較し、730万1千円、3.4%の増となっています。

次に、7ページをご覧ください。

主な歳入は、1款「分担金及び負担金」1項「市町負担金」1目「事務費負担金」の2億2,305万3千円で、これらは、広域連合の組織運営に係る経費に充当するため、県内20市町に納付いただく負担金です。

次に、主な歳出を御説明します。8ページをお開きください。

2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の2億2,246万2千円は、派遣職員給与等負担金や組織運営に係る経費を計上しています。

このほか、議会費、選挙管理委員会費、監査委員費などの経費を計上しています。

以上が、一般会計予算に係る説明です。

続きまして、15 ページをお開きください。

議案第3号「令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明します。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,526億7,929万6千円と定め、第2条では、一時借入金の限度額を150億円と定めています。また、第3条では、歳出予算の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた際に、同一款内での各項間の流用ができる旨を定めています。

それでは、主な予算の内容を、事項別明細書に従って御説明しますので、19 ページをお開きください。

ここには、歳入の総括を、次の20 ページには歳出の総括を記載しています。

合計額は、歳入歳出ともに2,526億7,929万6千円で、前年度予算と比較し、125億4万8千円、5.2%の増となっています。

次に、21 ページをご覧ください。

主な歳入を御説明します。

1款「分担金及び負担金」1項「市町負担金」1目「保険料等負担金」の286億2,076万2千円は、各市町が徴収した保険料等に係る負担金です。

その下、2目「療養給付費市町負担金」の199億1,480万5千円は、療養給付費に係る定率の市町負担金です。

次に、2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」1目「療養給付費国庫負担金」の597億4,441万5千円は、療養給付費に係る定率の国庫負担金であり、2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」1目「財政調整交付金」の239億6,268万8千円は、広域連合間の財政力を調整するための国からの交付金となっています。

次に、22 ページをお開きください。

3款「県支出金」1項「県負担金」1目「療養給付費県負担金」の199億1,480万5千円は、療養給付費に係る定率の県負担金です。

4款「支払基金交付金」1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」の963億2,262万7千円は、現役世代からの後期高齢者医療への支援金となっています。

続きまして、主な歳出を御説明します。25 ページをお開きください。

1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」の5億1,666万1千円は、被保険者の資格管理や給付業務に係る事務的経費などを計上しており、前年度と比較し、865万1千円の減となっています。

次に、26 ページの2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」の2,331億768万2千円は、医療機関等に支払う医療給付費であり、前年度と比較し、106億1,528万8千円の増となっていますが、これは、被保険者数や一人当たり医療費の増加見込みによるものです。

このほか、高額療養費、健康診査費、高齢者保健事業費などの経費を計上しています。

以上、令和8年度予算の概要を説明申し上げましたが、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○原俊司議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。ただいま議題となっております、議案第2号、「令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、議案第3号、「令和8年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の2件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○原俊司議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◆◆◆ 議案第4・5・6号 ◆◆◆

○原俊司議長 次に、日程第7、議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」及び、議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の3件を、一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。大森事務局長。

○大森事務局長 議案第4号、議案第5号及び議案第6号の条例一部改正議案3件について、一括して御説明します。

議案書8ページをお開きください。

議案第4号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、人事院勧告に基づく市町等職員の給与改定に準じ、広域連合職員の給与を改定するため、条例の一部改正を行うものとなっています。

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正により、旅費について、交通費及び宿泊費を実費とするとともに、日当を廃止し、宿泊手当を支給するため、条例の一部改正を行うものとなっています。

続きまして、議案書の18ページをお開きください。

議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」御説明します。

本案は、「令和8・9年度の医療分の保険料率及び賦課限度額」の改定とともに、国の子ども子育て支援制度の創設により、令和8年度から子ども・子育て支援納付金が医療分の保険料と併せて後期高齢者医療被保険者から徴収となるため、「子ども・子育て支援納付金分の保険料率及び賦課限度額」を新設するため、条例の一部改正を行うものです。

今回、医療分の保険料率改定では、今後2か年の療養給付等に要する費用額を適切に見込むとともに、令和7年度末見込の剰余金32億円の全額充当に加え、保険料抑制のための財政安定化基金5億円を活用し、保険料率の算定を行いました。

結果、令和8年度及び令和9年度の医療分の保険料の所得割額を算出する際に用いる「所得割率」は、現行の「100分の10.16」から「100分の9.79」とし、保険料の「被保険者均等割額」は、現行の年「51,930円」から「55,630円」に改めています。

次に、令和8年度から始まる子ども・子育て支援納付金分の保険料率についてですが、国が定める方法により当広域連合が試算した結果、所得割率は、「100分の0.25」とし、均等割額は、年「1,320円」となっ

います。なお、子ども・子育て支援納付金分は毎年度見直すこととされています。

また、国が「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」を改正したことに伴い、医療分の「賦課限度額」は、現行の年「80万円」から「85万円」とし、子ども・子育て支援納付金分は「2万1千円」となっています。

この改正により、年間1人当たりの医療分の保険料は、「74,233円」となり、子ども・子育て支援納付金分の保険料は、「1,839円」となります。その結果、令和8年度の1人当たりの保険料額は、現行の「71,028円」から「76,072円」へ、「5,044円」増額となります。

今回の改正は、国の診療報酬改定や高齢化の進展による医療給付費の増加に加え、新たな子ども・子育て支援制度創設による納付金の徴収、さらには、引き続き、保険料での後期高齢者負担率の上昇等も懸念されることから、将来に亘り安定的で持続可能な制度運営を続けていく上で、必要な条例改正であると考えています。

説明は以上です。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○原俊司議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第5号「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について」及び、議案第6号「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」の3件については、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○原俊司議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、日程は全て終了いたしました。

---

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○原俊司議長 したがって、本日の会議を閉じます。

---

◆◆◆ 広域連合長閉会挨拶 ◆◆◆

○原俊司議長 閉会に当たり、広域連合長から挨拶があります。野志広域連合長。

[ 野志広域連合長 登壇 ]

○野志克仁広域連合長 議員の皆様方におかれましては、適切なる御決定をいただき、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

冒頭にも申し上げましたように、大きな制度改正が続きます。

広域連合としましては国の動きをしっかりと注視しながら各市町と連携協力を行って、被保険者の皆様  
が、安心して医療を受けられるように取り組んで参りたいと考えております。

結びに、議員の皆様の一層の御支援、御協力を心からお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

---

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○原俊司議長 これをもちまして、令和8年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。

午後16時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 原 俊 司

議員 中村 維 伯

議員 藤 田 仁

